提案第1号

合併の方式について

稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町を廃し、その区域をもって 新市を設置する新設合併とする。

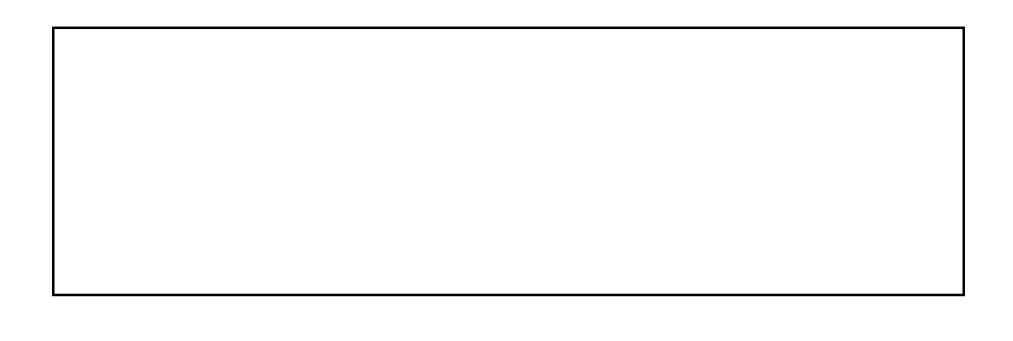
又は

中島郡祖父江町及び中島郡平和町を廃し、その区域を稲沢市に編入する編入合併とする。

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容(案)

協定項目	1 合併の方式
	稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町を廃し、その区域をもって新市を設置する新設
	合併とする。
調整の内	
容	又は
	中島郡祖父江町及び中島郡平和町を廃し、その区域を稲沢市に編入する編入合併とする。

【提案理由】



【参考事項】

項目	新設合併	編入合併	備 考
名 称	新たに市町村の名称を制定する。	編入する市町村の名称となる。条例を改正す	
		ることにより名称を変更することができる。	
事務所の	新たに事務所の位置を制定する。	編入する市町村の事務所の位置となる。条例	特別多数
		を改正することにより事務所の位置を変更する	議 決 (2/3)
		ことができる。	が 必 要
	原則…1 市 2 町の議員はすべて身分を失い、合	原則…編入される市町の議員が身分を失い、編	
	併後 50 日以内に新たに設置選挙が行われ	入する市町の議員の身分に影響はない。	
	る。	特例…次のいずれかによることができる。	
議員	特例…次のいずれかによることができる。	増員選挙及びこれに続く最初の一般選	
	設置選挙において、新設合併特例定数(法	挙において法定上限を超えた定数(編入合	
	定上限の 2 倍(34 人×2 倍 = 68 人)まで)	併特例定数)とする。(増加分は編入された	
	とする。(定数特例)	区域に配分)(定数特例)	
	1 市 2 町の議員全員(28人+18人 + 14人 =	【試算】稲沢市に祖父江町・平和町を編入	

	60 人)が新市の議員として最長 2 年間	する場合	
	(17.3.1 合併の場合、最長 19.2.28 まで)	祖父江町選挙区 28人×23,163/100,270	
	在任する。(在任特例)	= 6 人	
		平和町選挙区 28人×13,505/100,270	
		= 4 人	
		編入される市町の議員は編入する市町	
		の議員の残任期間だけ在任する。この場合、	
		更に最初の一般選挙において編入合併特例	
		定数を採ることができる。(在任特例)	
		【試算】稲沢市に祖父江町・平和町を編入	
		する場合	
		祖父江町・平和町の議員全員が稲沢市議	
		会議員の任期満了(19.9.30)まで在任する。	
	1 市 2 町の首長はすべて身分を失い、合併後	編入される市町の首長が身分を失い、編入す	
首 長	50 日 以 内 に 新 た に 設 置 選 挙 が 行 わ れ る 。	る市町の首長の身分に影響はない。	

	原則…1 市 2 町の農業委員会委員はすべて身分	原則…編入される市町の農業委員会委員が身分	
	を失い、合併後新たに選任(選挙)される。	を失い、編入する市町の農業委員会委員の	
	特 例 選 挙 に よ る 委 員 に つ い て 、80 人 ~ 10 人 の	身分に影響はない。	
農業委員	範囲で定めた数の者に限り、引き続き、新	特例…編入される市町の選挙による委員につい	
会委員	市の農業委員会委員として最長1年間在任	て、40 人以内で定めた数の者に限り、引き	
	することが可能。	続き、新市の農業委員会委員として編入す	
		る市町の委員の残任期間まで在任すること	
		が可能。	
その他の	1 市 2 町の特別職はすべて身分を失い、新市で	編入する市町の特別職の身分に影響はなく、	
特別職	新たに選任(選挙)される。	編入される市町の特別職は全て身分を失う。	
条例・規則	従来の条例・規則その他の制度は失効する。	編入する市町の条例・規則その他の制度が適	
その他の	(合併協定に従って新たに制定する。)	用される。(合併協定に従って必要な改定を行	
制度		う。)	